

スマートシティ実装化支援事業等推進有識者委員会規則

(趣旨)

第1条 スマートシティ実装化支援事業（以下「実装化支援事業」という。）等の推進に関する事業の効果的かつ円滑な実施のために、「スマートシティ実装化支援事業等推進有識者委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議を行う。

- 一、実装化支援事業の取組内容への助言・評価に関する事項
- 二、その他、実装化支援事業の推進に関して必要な事項

(委員会の委員及び任期等)

第3条 委員は3名以上とし、スマートシティに関する見識を有し、公正中立の立場で意見できる者から、都市局長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、1年以内とする。
- 3 委員は、再任することができる。
- 4 委員は、非常勤とする。
- 5 委員の氏名及び職業は、公表を妨げないものとする。

(委員会)

第4条 委員会は、必要に応じて開催する。

- 2 委員会は非公開とする。
- 3 委員会資料及び議事の概要は公開を妨げないものとするが、実装化支援事業の推進に影響を及ぼすことに留意するものとする。

(秘密を守る義務)

第5条 委員は、審議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、国土交通省都市局国際・デジタル政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるものの他、委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮って定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規則は、平成31年4月9日から施行する。

この変更規則は、令和3年7月6日から施行する。

この変更規則は、令和5年11月1日から施行する。

この変更規則は、令和6年5月27日から施行する。

この変更規則は、令和6年10月 日から施行する。